

改訂版 ISO 14001 について

環境システム小委員会 (SC1)
ISO14001/ISO14004 翻訳・解釈 WG

ISO 14001:1996 の改訂版が ISO 14001:2004 として発行されます。

今回の改訂は、(1) 要求事項の明確化、及び (2) ISO 9001 との両立性の向上、に限定したもので追加要求事項はないとしています。しかし、改訂の目的である要求事項の明確化と両立性の向上を達成するために行われた変更は、結果的には実質的に規格の要求が拡大・強化されることとなっているため注意を要します。

ISO 14001:2004 の改訂における特に重要なポイントは以下のとおりです。

1. 要求事項の明確化

ISO 14001:1996 の全世界での運用経験に基づきほとんどの要求事項の表現がより分かりやすいように書き換えられましたが、特に規格やそれに基づく審査登録制度の社会的信用を維持する上で要(かなめ)となる要求事項については、安易な解釈を許さないように厳格な規定がなされました。

具体的には以下の3点が重要で、規格ユーザはこれらの要求事項について一層厳格な対応が求められます。

(1) 法的及びその他の要求事項の順守に関わる管理の強化

「法的及びその他の要求事項(4.3.2)」において、適用可能な法的要求事項及びその他の要求事項を特定し参照する手順に加えて、それらが組織の環境側面にどのように適用されるかを決定する手順が追加されました。これは法規の具体的な要求内容を確実に認識させようとするものです。

「監視及び測定(4.5.1)」の中で規定されていた順守の定期的評価が、「順守評価(4.5.2)」として独立し、に合せて法的要求事項及びその他の要求事項への対応の重要性が強調されることとなりました。

(2) 適用範囲内の全ての環境側面を考慮

組織が ISO 14001 に基づいて認証登録を行う際に、重要な環境側面を除外した形でシステムを構築し、あたかも組織の全てが認証登録されているかのようなアピールをすることを防止するため、環境マネジメントシステムの範囲を定めることが明確化されました。それと同様に「組織がどのようにして規格の要求事項を満たすか」を決定することが求められることとなりました。環境マネジメントの対象として従来「活動、製品又はサービス」という表記がなされていましたが、要求事項の中では「又は(or)」が全て「及び(and)」に変えられ、「活動、製品及びサービス」とされました。組織は環境マネジメントシステムの適用範囲を決定して、決定した範囲内の「活動、製品及びサービス」の全ての環境側面を考慮しなければなりません。適用範囲は一般に公正妥当と思われるように設定し、除外部分がある場合はそれについて説明することが附属書で推奨されています。

(3) 間接的な環境側面への対応の徹底

「環境側面」の項で、「組織が管理でき、かつ、影響が生じると思われる」と記載されていた部分が、「組織が管理できる環境側面及び影響を及ぼすことができる側面」という表現に改訂され、直接管理できなくとも影響を及ぼすことができる環境側面がマネジメントの対象となることが明確化されました。これは従来規格ではあいまいであった製品のライフサイクルマネジメントやサプライチェーンマネジメントを明確に要求するもので、附属書で更に具体的な考慮事項が列挙されました。

2. ISO 9001 との両立性の向上

「文書」、「記録」、「手順」、「不適合」、「予防処置」、「是正処置」、「監査員」の定義が ISO 9000 から引用されると共に、「文書類」、「文書管理」、「不適合並びに是正処置及び予防処置」、「記録の管理」、「内部監査」、「マネジメントレビュー」の各項の要求事項の記述において ISO 9001 との両立性の向上が図られています。これらの要求事項の解釈、運用に当たっては ISO 9001 での解釈及び運用も参考とし、実運用面での両者の整合を図ることが期待されています。

なお、本規格改訂に伴う審査登録上の移行に関する取り扱いについては財団法人 日本適合性認定協会 (JAB) のウェブサイト (<http://www.jab.or.jp>) をご参照下さい。

以上